

総務委員会記録

日 時	令和3年9月17日（金） 午後 1時02分～午後 1時33分 午後 1時38分～午後 1時52分 午後 1時57分～午後 2時38分 午後 2時43分～午後 3時 5分 午後 3時10分～午後 3時58分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎阿比留義顯 ○村越 誠 石井 昭一 内田 博紀 大橋 昌信 上橋 泉 田中 晋 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	佐藤 浩
説明のため出席した者	副市長（鬼沢徹雄） 総務部長（高橋直資） 資産管理課長（村松宏樹） 防災安全課長（須藤勝己） 行政課法務監（山岸丈朗） 企画部長（飯田晃一） 情報・業務改善課長（阿部信行） 財政部長（高橋秀明） 財政課長（岡村秀明） 債権管理課長（田崎喜一） 収納課長（齋藤敬一郎） 消防局長（椎名正浩） 消防副局長（伊藤政則） 参事兼警防課長（本田鉄二） 企画総務課長（清水 徹） 消防団課副参事（山上 仁） こども福祉課長（込山浩良） その他関係職員

○

午後 1時 2分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められようをお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨を発言してください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、議案等の資料を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から第2・第3委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところでございます。この点を考慮し、質疑につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第23号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第29号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についての2議案を一括して議題といたします。

本案2議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 こんにちは。それでは、議案第1区分につきまして、まずは議案第23号、4次補正について何点かお尋ねをいたします。まず、資産管理課にお尋ねをいたしますけれども、公共施設の衛生資機材の設置についてでございますが、設置する施設について、具体的にお示しください。

○資産管理課長 設置する施設につきましては、不特定多数の市民が利用する公共

施設、例えば市役所などの庁舎、それから消防署などの行政機能、または近隣センターといった市民活動施設、それから公園や文化施設などとなっております。また、緊急事態宣言下においても、市民生活に必要な行政サービスを提供する公共施設として、例えば市立病院、または妊娠・子育て相談センターなどの健康医療に関する施設、それから介護予防センターなどの福祉施設、児童センターなどの子供に関する施設といったところに設置してまいります。以上です。

○内田 設置する機器の機能についてお示してください。

○資産管理課長 今回の機器につきましては、体温計付自動消毒器というものでございまして、これは検温器、体温を測る検温器の機能と、自動で消毒する手指消毒の機能が1つの機器の中に、2つの機能が1つになっている、そういった機器でございまして。以上です。

○内田 そうしますと、現在類似した機能の機器が設置されているところもございましてけれども、現在の機器、使用している機器については、どのような取扱いになっていくのでしょうか。

○資産管理課長 今回公共施設全体で、これを設置するに当たって庁内に希望を取っております。同様のものがある場合には、恐らく希望は出てきていないというふうに考えますけれども、例えば入り口が2つあるような場合で、片方はあるんだけど、もう片方はないといったときに、まずそこを補完するというような形で置くということはあると思います。以上です。

○内田 ありがとうございます。続きまして、情報・業務改善課にお尋ねいたします。Wi-Fi環境の整備につきましては、昨年6月議会で御要望さしあげて、善処方いただいていたことには敬意を表します。今回はラコルタ柏、地域医療連携センター、こちらの2か所への設置ということ、拡大ということですが、近隣センターでは全館使用できていないという状況がございまして、ラコルタ柏につきましては全館で使用できるのでしょうか、お示してください。

○情報・業務改善課長 ラコルタ柏につきましては、貸出しスペースの全てで利用できるように整備する予定でございまして。以上でございます。

○内田 地域医療連携センターにつきましては、設置は、設置というか、使用はどのようになるのでしょうか。

○情報・業務改善課長 地域医療連携センターにつきましては、市の事務所の一部である研修室、会議室に機器を設置いたします。以上でございます。

○内田 そうしますと、課題となっているのが、近隣センターは防災の観点から整備していただいたと聞いておりますけれども、今後地域づくり推進部と御協議いただいて、近隣センターの他の、現在Wi-Fiが使用できないところにつきましても、ぜひ拡大をしていただきたいと思いますと考えますが、御見解をお示してください。

○情報・業務改善課長 新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、新しい生活様式の実践の一つとしまして、オンライン会議の活用が増えてきている状況でございます。今後公共施設のWi-Fi整備の拡充につきましては、利用者ニーズを踏まえ

まして、担当部署と検討を行ってまいります。以上でございます。

○内田 情報・業務改善課さん、ありがとうございました。

続いて、防災安全課のほうにお尋ねいたします。防災の備蓄拠点の整備事業についてでございますけれども、倉庫の設置場所はどちらになりますでしょうか。

○防災安全課長 設置場所につきましては、市役所の近くでございますが、国道16号線から分庁舎に向かって進入した左側の、今現在第9駐車場になっているところでございます。以上です。

○内田 次に、管理する備品について具体的に教えていただきたいんですが。

○防災安全課長 備蓄するものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の物資を置く予定ですが、使う場所につきましては、主に避難所で使うものを置く予定でございます。以上です。

○内田 避難所への運搬する際の運搬ですが、道路に亀裂等が入ったり、運搬できなくなってしまう状況が生じたりしますので、そこら辺については道路事情等しっかり勘案して、同場所、倉庫の設置場所についての適切な管理に努めていただきたいと思っております。それで、倉庫の面積ですが、そうすると、あの場所ですと、そんなに面積も取れないと思うんですが、面積ベースはどれくらいになりますでしょうか。

○防災安全課長 敷地面積にしますと400平米でございますが、建蔽容積等の都合によりまして約190平米が倉庫になる予定でございます。以上です。

○内田 190平米しか取れない事情というのはどういったことですか。

○防災安全課長 この土地につきましては、第2種高度地区でございまして、建蔽率が60%、容積率が200%でございます。ですので、ある程度大きく取ったとしても200平米ちょい超えぐらいが限度かと思っております。以上です。

○内田 防災安全課さん、ありがとうございました。続きまして、収納課にお尋ねをいたします。債務負担行為の設定についてでございますが、納税促進センターについてお尋ねをいたします。まず、プロポーザル委託としたこれまでの経緯についてお示してください。

○収納課長 納税促進センターの委託関係につきましては、平成19年頃から当初は人材派遣、そういった形、または年の途中から、ある年度から一者随契ですとか競争入札、そういった単年度ごとの契約が取り交わされてきました。28年度頃から、上記柏市の契約関係の規定に基づきまして、単年度ごとよりも3年ごとのプロポーザル方式を平成28年から3年間、それと平成30年にやはりこのような形で御審議いただき、令和元年から令和3年、今プロポーザル方式となりまして、3年間の契約について2回目で、延べ通算しますと6年をたとうとしています。今後令和4年から令和6年にかけて、ちょうど3年間のこのような業務の継続的なものを行うために御審議いただくような背景となっております。よろしくお願いたします。

○内田 今回プロポーザルを行うに当たって、プロポーザルの提案の内容で、特に重視していく点はどこら辺になりますか。

○**収納課長** やはり安定的な業務並びに市民サービスに寄与しまして、特に委託業者のそういった人員体制ですとか労働条件、それと受託をして業務に携わっていただく方の研修体制、危機管理体制、個人情報管理ですとか秘密保持、それと柏市以外でもこのような業務委託の実績がどの程度行われているかなどを総合的に判断しまして、今後プロポーザルの審査等を行ってまいりたいというふうに考えています。以上です。

○**内田** 業務委託、私は直営でやったほうが良いというふうには考えているところですが、業務委託を導入されるとするのであれば、この委託業者の業務の範囲というのが非常に線引きが難しいかと思うんです。例えば公権力の行使に当たらないけれども公権力の行使に当たるような、いわゆる滞納処分をちらつかせたりとか、そういうようなことというのも場合によってはなされてしまうのではという懸念を持つわけですが、この線引き、ここまでしか委託業務にはやらせないという明確な線引きというのはどのように考えていますでしょうか。現状の状況も併せてお示してください。

○**収納課長** コールセンター並びに窓口等の相談案内も一部業務としてお願いしています。実際には、今委員さんがおっしゃられたように、私ども徴税吏員というのは差押えですとか、そういった搜索、そういった公権力行使を担っております。したがって、簡単な、例えばお電話をいただく場合ですとか、窓口に来られて、納付書なくして払えないので再発行してくださいですとか、そういった軽易なもの。ごくそういった職員が行うべき例えば相談業務、滞納処分関係の処分に関する案件については禁止されております。今回は特にコロナ禍でもございますので、やはり収入が減ったですとか、様々な要因で納付が困難な方、そういった個別の相談、生活状況の相談、そういった込み入った内容につきましては、全て職員がお話を聞いた上で、分割で払うですとか1年間徴収猶予で待ってくださいですとか、そういった線引きをしっかりと行って対応しているところでございます。このようなことを基本に忠実に、職員並びに委託業者等も踏まえまして、今後ともこの辺についてはしっかりと徹底していく所存でございます。以上です。

○**内田** 今、電話の対応のお話もございましたけれども、滞納に当たっての催告等の電話というのはしないということになるのでしょうか、その点お示してください。

○**収納課長** まず、納税促進センターで行う業務の電話とは、主に今年度課税したものの未納といいますか、納付がされていない方に対して、お電話やお手紙による、ちょっとお忘れじゃないですかみたいな形の、そういった納付の御案内に済ませております。払ってくださいというような、ちょっとそこの辺の部分については、やっぱりいろいろと制約がされるところでございますので、未納のそういった方のお知らせ程度で、後は具体的な相談になったら、その段階で職員に代わって、具体的な内容を職員が聞いて、猶予するだとか、分納にするだとか、もう少し待つだとか、そのような対応をしているところでございます。以上です。

○**内田** 架電をする、つまり遅延が生じて、納付に遅延が生じていますよという架

電をする件数と、相談で、受電で相談を受ける件数というのは、どれぐらいになるのでしょうか、その比較を教えてください。

○**収納課長** まず、市役所のほうから納税者の方に納付のお電話によるお知らせをした実績につきまして申し上げます。年々6,000件程度を推移していたんですが、昨年来コロナによるそういった納付が困難な方の対応等もありまして、なかなか電話がしづらい、ちょっと控えなくちゃいけない時期もありましたので、令和2年度につきましては5,000件程度という形になっております。あと、逆に納税者から市役所のほうにコールセンター的な機能を、受電の機能も設けております。令和元年度、平成30年度当時は大体2万9,000件程度でございました。令和2年度につきましてはコロナ禍にも入っておりますので、不要不急な外出ですとか、こちらからお手紙を送るにしても、コロナによる状況下にありますので、基本的にはお電話で、窓口の来場とか、そういうのはお控えくださいというようなことのアナウンスをしていた関係もありまして、3万3,700件程度の納税者からのそういったお困りになっている方の件数が高まっております。以上です。

○**内田** 御丁寧にありがとうございます。事情は承知いたしました。電話をするときのマニュアルのようなものは御用意されているんですか。

○**収納課長** 電話によるマニュアルというのは、全てこちらのほうと受託業者のほうでマニュアル化をしまして、そういった電話のかけ方の専門的な研修、特にそういう事前の方については専門の研修を受けて、こちらの柏市のほうに派遣をされているというような報告も聞いておりますので、そういった体制業務マニュアル等につきましては徹底されております。以上です。

○**内田** そこは信頼いたしますので、委託で、民間事業者が行う行為ですので、やはりあまり踏み込み過ぎると公権力の行使につながってしまいますので、そのマニュアル等も、内容をここでお聞きするのは控えますけれども、そこは徹底していただきまして、慎重に対応していただきたいと思いますというふうに思います。続きまして、今度は労働条件、委託業者の労働条件についてお尋ねいたします。委託業者との労働条件の仕様についてはどうなっていますでしょうか。

○**収納課長** 労働条件につきましては、プロポーザルの関係もございまして、社会保険加入義務があるものについては社会保険に加入をしていただくことや、最低賃金法というのがございまして、それを労働関係法令をしっかりと遵守していただくことを要件としまして、もし労働条件について、必要に応じて受託事業者にもし何かあれば指導してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○**内田** 今、最低賃金というお話でございましたが、最低賃金で済むというお話ではなくて、やはりその方の実績や経験に合わせて時給単価というのを上げていくべきだと考えております。それで、今度は税証明も含めてですけれども、現在、それから今後も含めて、現在の様子を参考までにお聞きしますけれども、受託業者さんの正規雇用と、有期雇用も含む非正規雇用ですか、この実数というのをお示してください。

○**収納課長** 現在収納課が所管している納税促進センター関係で、本社からの社員を含めまして約17名おります。市民税課で税3課の各種税証明の発行をされている従事者が5名程度おります。最大で22名程度の体制となっております。以上です。

○**内田** すみません。ちょっと私の問いかけが仕方がうまくいかなかったようで、正規と非正規の割合について教えてください。

○**収納課長** 非正規、具体的には、その22名のうち何人が非正規なのかということの部分につきましては、本社から柏市のほうに業務の監督責任者という形でいるのが2名、残りのメンバーにつきましては受託業者のほうで、どのような採用になっているのか、具体的な内容の部分については、関与しておりません。以上です。

○**内田** その有期雇用、心配していることは、事業者がもし3年で替わってしまった場合に、その3年間で有期雇用であったり、非正規雇用であったりする方が切られたり、あるいは次の事業者に採用される人と採用されない人の選別が生まれたりとか、そのようなことが気になるんですが、その点はどうか注目して行って、受託事業者、公務を担っていただくわけですから、労働条件の管理、正規、非正規、正規で働きたい方は、やっぱりできるだけ正規にしたいなという気持ちはございますので、可能な範囲でいいので、そこはちょっと注目していただきたいと思うんですが、見解はどうでしょうか。

○**収納課長** その辺の部分につきましては、こちらのほうとしても関心を持って、対応できるものについては対応していきたいと思えます。なお、現在受託している請負業者につきましては、柏市以外にも県内の、この柏市と隣接している松戸市ですとか船橋市、市川市でも同様に、このような窓口業務ですとか、納付のそういう業務をやっているというふうに伺っておりますので、今後新しい業者になったとしても、ある程度の一定の雇用の継続ができるものと、多少可能だということも聞いておりますので、そこは期待していきたいというふうに思っております。以上です。

○**内田** まず、業務委託そのものについては非常に慎重であるべきだということを目指するとともに、労働者の納税促進センターも含めた他の予算もございまして、予算案そのものには賛成はいたしますけれども、その慎重な取扱いと労働条件については十分注視して行っていただきたいということを申し述べます。収納課さん、長時間にわたってありがとうございました。

続きますして、議案第29号についてお尋ねいたします。予備費は、確かに防災用という観点で予備費を設定する、防災、秋台風など、何があるか分かんない状況でございまして、その点は必要でございまして、一方で新型コロナに対しての対応ということでも予備費は計上されていると思いますが、予備費につきましては、新型コロナについては事業化するべきだったというふうに考えるんです。例えば昨日の議案審議でもございました。本会議の議案審議でも、質疑でもございましたように、保健師の人数を増加させる、増やしていくとか、そのための委託契約とか、会計年度任用職員を採用するとか、そういうところに事業化していくべきだと考えるんですが、所管課との協議状況はどうなっていますでしょうか。

○**財政課長** 委員おっしゃるとおり、必要な経費については、補正予算に計上して御審議いただくというのが大原則と考えております。一方で、予備費の実際の執行の状況なんですけれども、令和3年度予算につきましても、新型コロナウイルスへの対応ということで活用している部分もございます。というのも、やはり例えば高齢者施設の唾液PCR検査キットを購入するというような例もあるんですけれども、急遽対応が必要になる部分ございまして、なかなか予算化が待てない、時間的に待てない部分がございます、そういったもの、あるいは今回の定例会で議案を提出している中にある療養ホテルの関係、あるいは自宅療養者医療支援の関係、こちらも10月以降分の予算については補正予算に計上させていただいているんですけれども、やはり急遽9月から運用を開始するといった必要性が生じておりまして、9月分の契約に係る部分については予備費を使わせていただくというような形で、やはり緊急対応という点で、予算措置が必要なものの場合に活用させていただいているという状況です。以上です。

○**内田** そうしますと、この予備費につきましても、議案第29号でいただいております各種事業に場合によっては充当するというか、充当していくと。保健師の増員についても保健予防課のほうからさらなる増員要求があった場合には、そこにも充当していくと、それぐらいの幅を持たせているという確認でよろしいでしょうか。

○**財政課長** 予備費につきましても、地方自治法第217条の規定に基づいておりまして、こちらは予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため予備費を計上するということが規定されております。そういった意味では、今、補正予算で提出させていただいているものは、必要十分な額という認識ではあるんですけれども、今後状況の変化によって、そういったものが不足が生じる、緊急で対応が必要だという場合には予備費を活用することも可能性としてはあるのかなと考えております。以上です。

○**内田** 財政課さん、どうもありがとうございました。以上をもちまして、議案第1区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○**委員長** それでは、換気のため、暫時休憩といたします。

午後 1時33分休憩

○

午後 1時38分開議

○**委員長** 休憩前に引き続き会議を続行します。

○**渡部** では、23号と29号について、併せて質問させていただきます。地方創生臨時交付金の扱いなんですけれども、これまでコロナ対策では地方創生臨時交付金が大きな役割を果たしていたと思います。たしか説明の中では、あと柏市に交付される金額が7億円で、今回の補正で7億円を使うというような御説明あったかと思うんですけれども、その点について、ちょっとどんな状況か、もう一度説明していただけますか。

○**財政課長** 御指摘の臨時交付金につきましては、7億円という数字は令和2年度

から繰り越した金額になっております。この7億円につきましては、今回の補正予算の中で、歳入に計上しているところです。対象事業につきましては、国に出している実施計画の内容に基づいているということです。なお、このほかに国のほうからは、補助事業のいわゆる裏の地方負担分、あるいは事業者支援分ということで、追加の交付限度額も示されているところです。ただ、こちらはまだ実施計画を出していないということもあって予算化はしていないんですけれども、こういったものも引き続き活用しながら、新型コロナ対策を進めていきたいと考えております。以上です。

○**渡部** 8月の18日に全国市長会が国のほうで新たに3,000億円増額配分したと。それで、事業者支援分として市町村に対して1,000億円を交付することが表明された。今お話いただいたのは、その金額のことでしょうか。

○**財政課長** そのとおりです。以上です。

○**渡部** そうすると、そのうち例えば柏市にどのくらい配分されるのかというのは現時点で分かっていますか。

○**財政課長** こちらは決定額ではなくて、あくまでも交付限度額という示され方でございますが、金額が2億2,068万2,000円ということで示されているところです。以上です。

○**渡部** 議会の質疑の中でも、やはり中小企業支援ですとか、柏市が独自に今回何もなかったんじゃないかというふうな議論も結構ありました。それで、事業者に対して、事業者の支援ということで、緊急事態宣言だったり、まん延防止だったり、事業者の方の経営が、大変になっている中で、これは柏市も全く同じだと思います。今後、柏市としてこの基金、この交付金を活用して事業者の支援を今検討はもう入っているんでしょうか。

○**財政課長** 詳しくは経産部のほうで検討しているところですが、今定例会に提出している議案の中にも事業者支援ということで、補助金を計上したり、あるいは商店会連合会のほうへの補助金、あるいは同様の電気料の、商店街の街灯の電気料補助など、事業者支援ということはこれまでもやってきているところです。今回この事業者支援分が新たに交付されるということも受けて、これについてもそういった、これまでの事業でも活用できますし、またあるいは今後状況が変わって、さらなる支援が見込めるというか、必要になった場合には活用を図っていくというふうに考えております。以上です。

○**渡部** 新たな交付金もありますので、やはり事業者に対して直接の支援金というのを、庁内で、財政のほうでそういうお金のことは把握されて、そこから各課に照会をかけて、いろんな事業でつくり上げていくんだと思いますので、ぜひ本当に有効に市内業者を支援するような直接支援を求めたいと思います。それで、先ほど内田委員からありましたけども、どうしても議会って、柏市の場合、年に4回ですから、例えば墨田区のように通年議会だと毎月議会をやって、毎月補正予算を可決しているんですね。ただ、今柏の議会はそういう状況にありませんので、なるべく私

は議会がきちんと補正の内容なんかも随時審議できるような体制って必要だと思うんです。確かに予備費を今回計上しているのはもちろん必要なことだと思いますけれども、やはり事業やる場合に、議会にきちんと説明報告があって、議会がそれを審議して、それで採決するという、そういう流れが必要で、議会の承認が必要だだと思います。これは、ちょっと答弁求めるものではなくって、議会側サイドのことでもあるんですけども、そんなふうに議会も協力しながらコロナ問題は取り組んでいく必要があるなというふうに思います。それで、具体的に23号の防災備蓄なんですけども、先ほども内田委員のほうからありました。避難所で使うものを、新たな防災倉庫に備蓄をする、整備をするということでしたけども、本来であったら、今ある防災備蓄倉庫に入れておくべきものを、なかなかそこはいっぱいで入り切らないから、新しい倉庫を造って、そこに入れるんですよということなんではないでしょうか。

○防災安全課長 避難所は、市内に109か所ございます。そこに昨年の第3回補正で各避難所に小型倉庫を設置するよういたしました。ただ、109か所全てにいろんな地形、場所の問題ですとかスペースの問題ございまして、109か所全てに置くことはできませんでした。77か所にとどまりました。その差分については、やはり避難所の既存の施設の中に置くのが厳しいというような状況がございまして、今回この倉庫を設置させていただきまして、そちらに一時的に物を置きまして、今後そちらから小型倉庫の置かれていないところには、発災時には運ぶというような、そんな形で考えてございます。以上です。

○渡部 つまり災害が起きたときに、ここの倉庫から運ぶという手間もかかるわけなんですよね。だから、本来だったらその倉庫が十分な広さがあって、それぞれのところで備蓄できるというのが望ましいんじゃないかなというふうにちょっと思いました。これはもちろん必要なものだと思いますけども、例えば今防災備蓄倉庫だと単独が32、教室だと11か所、今後も新たな備蓄の備蓄品というのが、恐らく必要になってくるんじゃないかなって思うんですね。そうすると、今の倉庫で、いろんな条件でももちろん改修とか難しいところあると思いますけども、やはり改修しなきゃいけない、広げなきゃいけない、そういう計画があるとか、あるいはそういう計画を今後つくっていかなきゃっていうふうに思っているところとか、もしありましたらちょっと紹介してください。

○防災安全課長 今の渡部委員からお話のありました倉庫につきましては、大型倉庫を市内に44か所ございます。基本的に大型倉庫につきましては、市内のコミュニティエリアが21ございますが、それぞれに設置をするという方向で地域防災計画のほうでは定めてございます。しかしながら、様々な場所の問題等がございまして、多少の偏りなども出てきておりますので、今後新たに必要なものというのが今後想定された場合につきましては、その品種、品物の種類ですとか、あるいは置く場所、そういったものを考慮しながら、速やかに避難所なり被災者の方にお届けできるような体制を組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

○渡部 今回みたいな予算って当然必要なもので、私たちも賛成しますし、私自身も

賛成します。ただ、もし狭くって、本当だったら改修したいなというところがあって、条件が本当に満たされれば、やはり積極的に防災は力を入れてほしいところなので、委員会としてもそういう実態なんかを本当によく調査したいなと思いますし……委員会なんて、ちょっとごめんなさい、私委員長でもないのに。私としても、そういう調査というか、したいなと思いますし、ぜひ運ぶのに手間取る、災害が起きたときって、市内全体災害だったら、そこから移動するのって大変じゃないかとちょっと素朴に思ったものですから、やはり必要な倉庫なんかの改修が必要な場合は、ぜひ積極的に提案していただきたいなというふうに思います。次に、最後になりますけど、債務負担行為の納税促進センター、あと税の窓口業務のことでちょっと伺います。今内田委員が質問した中で、受電のほうで約3万3,700件の受電があった。これは、ちょっと確認させていただきたいんですけども、約3万3,700件の、これ全て業務委託のところに行った電話なのか、あるいは市の職員が直接受けた電話もあるのか、その内訳がもし分かりましたら教えてください。

○**収納課長** 今渡部委員の受電の扱いの3万3,765件という受けた件数は、一旦納税促進センターのところに入った電話になります。それを内容によって職員に引き継いで、具体的な相談をするだとか。職員がかけている電話は、また別なカウントとして除かれていますので、これはあくまでも納税促進センターのほうで受けた電話という形で、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○**渡部** ということは、そのほかにも柏市が直接受ける相談ですとか、そういうのもあるんじゃないかなと思うんですけども、それはどのくらいですか。

○**収納課長** 滞納繰越分に係る、未納に係る納税者、滞納者については、納税促進センターの文書作成関係等は除かれておりまして、職員が自ら出した催告書だとか、そういったものが多数ございます。そういったものは直接収納課の担当職員の自席の内線電話に基本的には入るような形になっておりますので、ちょっとその数というのは、毎日相当数いろいろと納付のお願いですとか、そういった問合せですとか、電話が入ってきていますが、その件数はちょっと、かなりありますけど、実数としては把握できておりません。以上です。

○**渡部** 恐らくこの件数が増えているということは、市民の本当に生活がコロナで大変になって、納められないという方が増えているということの現れで、それは柏市にも直接あると思います。そういったときに、やはり市の職員の方が直接電話を受けて相談するのと、一旦窓口の業務委託、委託された納税促進センターのほうで受けるのと、私は市が直接受けるべきだという立場から伺いたいんですが、かつてこんなふうに委託をしていなかった時期、つまり委託が始まったのはいつからだったですかね、確認します。

○**収納課長** この電話による業務の委託、ここの受けるほうの業務のところにつきましては、ちょっと何年か前にありますけども、少々ちょっとお待ちください。受電関係の委託につきましては、平成27年の単年度ごとにやっていた契約の時期から実施しております。以上です。

○渡部 今回の補正について、賛成できるところもあるんですけども、この納税促進センターですとか窓口の業務委託って、市民が一番最初に接するところなんですね。やはりそこはかつてのように、市の職員が直接市民の声を聞くって、そこからどんなふうになってなるのが私はやはり必要なことで、柏市がここを委託しているということについては、やはり賛成いたしかねるなとちょっと思っています。これちょっと意見で。以上です。

○田中 すみません、1点だけ。確認なんですけど、備蓄倉庫の件なんですけど、先ほどの議論を聞いていると、避難所が109か所で、そのうち小型の倉庫があるのが77か所と。残りの32か所に関して小さい倉庫がないので、その分の関連物資を備蓄するために、そこに第9駐車場に造るということによろしいんですね。

○防災安全課長 今回造ったのは、第9駐車場のところですが、市内にはこれを含めて45か所の備蓄倉庫というのがございます。今小型倉庫設置できなかった学校ですとか施設につきましては、その近くにある45か所の備蓄倉庫の中に入れるという形、分散するという形になります。全てのを第9駐車場の中に入れて、そこから北部だとか南部とかに配るとするのは、そんな形ではございません。以上です。

○田中 分かりました。ちょっと場所によってはばらばらになるので、その辺をちょっと懸念していたんですけども、今の答弁で分かりました。ありがとうございます。結構です。

○委員長 答弁の際には、所属と名前をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。——それでは、なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第23号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第29号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

ここで換気のため休憩を取りながら入替えを行いたいと思います。今ちょっと廊下が騒がしかったので、後ろのドアを閉めています。ちょっと換気が十分でないので、30分たちませんが、休憩とさせていただきます。

午後 1時52分休憩

○

午後 1時57分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を続行します。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第5号、財産の取得について（災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車）、議案第6号、財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）、議案第7号、訴えの提起についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議案第2区分、議案第7号について質疑をいたします。まず、児童扶養手当の返還金でございますが、こちらについては債権の種類を確認したいんですが、強制徴収公債権でしょうか、非強制徴収公債権でしょうか。お示してください。

○債権管理課長 児童扶養手当返還金につきましては、非強制徴収公債権として取り扱っております。以上です。

○内田 それは、児童扶養手当法によるものですか、判例によるものですか、分かりましたら教えてください。

○債権管理課長 法律に明記されているわけではなくて、またそういった判例があるわけでもないですけれども、もともとの債権の発生原因が公の法律関係に基づいて発生したということで、非強制徴収公債権というふうに解釈をしております。以上です。

○内田 続きまして、今回は障害基礎年金を受給するに当たって、障害基礎年金と児童扶養手当は併用できない、この3月からは併用できるというようになっておりますが、この案件はその前のことでございますので、併用できないということなんですが、国民年金室とこの方についての情報収集というのはどれくらいしていますでしょうか。

○債権管理課長 この方についての情報収集ということですが、具体的に、すいません、どういうことになりますでしょうか。

○内田 例えば現在の障害基礎年金の受給状況とか、その関係についてでございます。

○債権管理課長 障害年金につきましては、現在は受給をしていないというふうに聞いております。以上です。

○内田 そうすると、相手方の障害の状況についてでございますけれども、もし身体障害や知的障害であれば、これは症状が固定しておりますので、障害基礎年金が

受給されたり、受給されなかったりということはないと思うんですね。そうすると、個人情報に関わることでですので慎重にお尋ねしますが、やはり少しこう精神的にお疲れになっている状況なのかなというところは推測するんですが、これで裁判の訴えの提起でございますので、その方の心理状況というのはとても気になるんですが、その点の配慮についてはどうでしょうか。

○債権管理課長 確かにこの方、現在障害基礎年金については受給をしていないということですが、それで身体障害、あるいは知的障害であれば受給をしなくなるということがちょっと考えにくいので、ということは精神障害であったろうということは推測できるんですけども、年金の受給条件が1級、もしくは2級ということ、現在受給をしていないということは、3級等になったのだらうというふうに推測はしております。この方、障害年金の支給停止したということは、その年金を受けるほどの障害ではなくなったというふうな認識をしておりますので、例えば就労なり訴訟への対応も可能なのではないかというような認識をしております。以上です。

○内田 ただ、もし精神疾患であった場合、寛解はするけども、完治はなかなかしないわけございまして、その寛解の状態ですら訴訟の提起をしても、その訴訟にどれくらい耐え得るかというところ、またメンタルの悪化というところとか、その点に対しては気になります。2人お子さんがいると議案説明資料にございますが、この2人のお子さんというのは債権の代行人にはなれないんでしょうか。2人の子の現況について、分かる範囲で教えてください。

○委員長 個人情報に至らない範囲での答弁をお願いします。

○債権管理課長 かしこまりました。お子さんが確かにお二人いらっしゃって、現在もう成人をしているというところなんですけども、債権の代行とおっしゃいましたけれども、この債権について、例えば連帯債務とか、保証人とか、そういうことになっていけば請求をする相手方にもなり得るんですけども、今回そういう事情はありませんので、当時お子さんだった方たちに請求をするということはございません。以上です。

○内田 デリケートな案件ですので、2人の子の現況については、これ以上はお聞きせず、とどめ置きいたします。続きましてですが、相手方の所得状況なんですけども、実際に訴えを提起しても、訴訟で勝訴したとしても、支払いができるのかどうかということなんですけども、所得の精査状況というのは非常に微妙なところがあって、庁内で照会をかけても、税務部局としては照会に応じられないというところがあるんですけども、今回のケースでも市民税課さんのほうとしては、照会があっても税の支払い状況は、照会があってもお答えできないということになりますでしょうか。

○債権管理課長 おっしゃるとおり、税に関して調査をして得た情報については地方税法22条の規定がございますので、それを使うということにはできないというふうに理解しております。以上です。

○内田 その状況下で、仮執行宣言の請求もしてございますけれども、仮執行宣言が仮に宣言されたとしても、差押えができる財産というのは見込まれるんでしょう

か。デリケートなので、その範囲内でお知らせください。

○債権管理課長 率直に言って、この方の現在の就労状況等が不明でございますので、訴訟の中で明らかになれば、給与の差押え等の可能性はございますけれども、現時点では見込んでいる財産というのはございません。以上です。

○内田 仮執行宣言をつける、しかも訴訟提起して仮執行宣言をつけるということでございますけれども、訴訟について今回議決で行われるものがこの議案第7号についてで、専決処分についても2件訴えの提起がなされておりますけれども、裁判をやみくもに提起するということについては、熟慮して、ゆっくり慎重に検討していくべきだったと思うんです。それで、この方、最初のほうの質問で、非強制徴収公債権であるということ、児童扶養手当につきましてはおっしゃられておりましたけれども、この方については、非強制徴収公債権ですから、債権放棄をすることも、議決によって債権放棄をすることもできると思うんですが、債権放棄という道を選択しなかった理由についてお示してください。

○債権管理課長 債権放棄の道はなかったのかということですが、例えば訴訟提起する前に生活が困窮しているということが分かって、履行の延期をして、10年、履行延期は最大10年ということになるんですけども、その10年後に状況が変わらなければ、債務の免除とか、そういうことあるんですが、あるいは行方不明で徴収の停止の手続をすると。そうするとその後1年後に債権の放棄をするということは条例上可能ではあるんですが、ただ、そのいずれも現在その手続はできていないということですので、そうすると地方自治法施行令の規定によりまして徴収停止、あるいは履行延期の特約というのをしていない場合は訴訟しなければならないという規定がございますので、その規定にのっとって、やむを得ず訴訟の提起に至ったということでございます。以上です。

○内田 ということは、手続上、これは義務でやむを得ない判断だったということなんでしょうか。

○債権管理課長 法律的にはさようでございます。以上です。

○内田 そうすると、今度は裁判をする目的が、問題が出てくるかと思うんですが、この方と、まずどれくらい接触ができたのでしょうか。過去の接触状況についてお示してください。

○債権管理課長 この方、当初は平成22年に障害年金の支給の申請をしたりとか、その後障害年金の支給の停止の後、履行の延期の申請等やっていたと、その頃接触等はできていたんですけども、ここ最近では平成29年の2月を最後に接触が取れていないという状況です。この令和3年の2月に、当初履行延期をして、その期限が来てしまったということで、4月以降債権管理課に移管を受けて、そこから弁護士にお願いをして、文書での催告等をやっておるんですけども、それに対しては文書は届いているけれども、ちょっと反応がないというような状況でございます。以上です。

○内田 そうすると、今申し上げたように、訴訟の目的がどこにあるか、もちろん

債権回収は最大の目的だと思うんですが、やっぱり接触を図っていくということも目的にあるのかなんですが、接触して、その状況によっては福祉へつないでいくとか、そういうパイプも持っていくと、訴訟の目的にそういう観点もあるのかなとか、ちょっとそこをお尋ねします。

○債権管理課長 もちろん債権管理、債権回収のために訴訟を行うというのが目的ではあるんですが、その過程で生活の状況等が分かれば、生活状況が困窮している人から取るということはできませんので、その場合に、この人がどうしたらこれから生活を再建できるのかという観点も含めて、必要があれば福祉の部門におつなぎをすとか、そういう対応も可能だというふうに考えております。以上です。

○内田 その点については、訴訟の提起がちょっと多過ぎるかなという気はいたすんですが、一方、目的が債権回収のほかに生活再建や福祉へのパイプということがあるのであれば、これは容認していこうかなというふうに考えております。以上をもちまして私の議案第2区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 まず、議案の5号、6号について伺いたいと思います。はしご付の消防ポンプ車って、すごく高額なわけです。いつも補助金については非常に疑問も感じたりするんですけども、事業費に対して補助金というのが非常に少ないんですね。それで救急自動車なんかと、その補助金の額がいろいろ違ったり、補助率が違ったりするんですけども、はしご付自動車にもっと補助金がつけば、それが認められれば、こういう高額なときのほうが柏市の負担って少なくて済むとは思いますが、この補助金について、ちょっと御説明いただけますか。

○参事兼警防課長 補助金の種類についてなんですが、今回県費ということで採択されまして、補助額の6分の1でございます。ほかに国庫補助金というのがございまして、こちらは補助率2分の1ということになるんですが、こちら緊急消防援助隊の登録が必要となってまいります。ただし、これは登録台数が決まっております。はしご車は既に東部署のはしご車が登録してございます。これは5年間の登録が必要でありまして、納入の翌年である令和2年度から6年度までが必要ということで、今回更新する沼南のはしご車につきましては県費補助ということになりました。以上です。

○渡部 補助金については、こういう消防関係の車両というのは本当に必要で、更新時期が来れば、やはり更新しなければ本当に市民の命を守ってくれるものなわけですから、恐らくいろいろな機会を通じて、もちろん補助率を上げることでとか、あるいは今年は何件までねって、お宅は去年だから今年は駄目ねとか、何かちょっといろいろあるのかなと思うんですけども、そこについてはぜひ引き続き要望していると思いますけども、ぜひ要望していただきたいというふうに思います。それで、具体的なことで幾つか伺いたいんですけども、救急自動車のほうです。今回コロナの対応だと思っておりますけども、傷病室間仕切り、アイソレーションフード、これはこの装備を既につけている、装備している救急車というのは何台でしょうか。

○参事兼警防課長 まずアイソレーションフード、これは設置してある車両は3台

ございます。西部消防署の西部救急1号車、それから転移搬送隊が主に使用します柏救急1号車、それから旭町消防署の旭救急2号車、これの3台です。また、間仕切りがしてある車両、こちらも3台ございまして、西部消防署の西部救急1号車、それから旭町消防署の旭救急2号車、高柳分署の高柳救急1号車の3台になります。以上です。

○**渡部** コロナの患者さんの搬送というのが、当然ながら増えていると思います。それでコロナの患者さんの搬送というのは、この対応している救急車だけで実施しているのでしょうか。

○**参事兼警防課長** そのとおりでございます。以上です。

○**渡部** 今ある、要するに装備されていない救急車について、これを後づけするということはできないのでしょうか。

○**参事兼警防課長** まず、間仕切りのほうなんですけれども、これは隔壁により車内空間の密閉性と、外気及びエアコンなどの空気の流れ、これを保たなくてはならず、現在使用している救急車への設置は困難であるため、設置の予定はございません。今後更新する際には順次設置いたします。それから、アイソレーションフード、こちらについては車内天井にフックを取り付けることで対応できますので、既存の車両に順次取付けてまいります。

○**渡部** 装備について、なかなか後づけって難しいでしょうけれども、コロナに対応しているのが今3台ということで、非常に大変なんではないかなと思いますので、ぜひつけられるものは、ぜひ改修していただきたいなと思います。それで、自動式心マッサージ器、これ何か初めて見たような気がします。これだと後づけ、今ある救急車にも配備できるのではないかなと思ったんですけども、これは後づけできるのか、例えば1台当たり幾らするのかとか、分かりましたらお示してください。

○**参事兼警防課長** 自動式心マッサージ器は、いかなる場面でも安定した胸骨圧迫を絶え間なく行うことができるものであります。特に中高層建築物の階段であったりエレベーター内、救急隊員が直接胸骨圧迫ができない場面でその効果を発揮することができるものでございます。今後しっかりとその効果を確認をし、有用性を見極めて今後の配備について検討してまいります。ちなみに1台270万円程度でございます。以上です。

○**渡部** 心臓マッサージって、恐らくすごく大変だと思います。最近よくテレビのドラマで見ますけれども、効果を検証ということでしたので、本当に効果があって有用だなという場合は、1台270万程度ということですから、積極的に予算要望して取り入れてほしいなと思います。3月議会のときにも救急車の議案が出ました。そのときにオゾンガス発生装置というのがあったんですけど、今回はちょっとそれが書いてないんですが、それはスペースの点で書かれなかったのか、それは装置が配備されるのか、ちょっと教えてください。

○**参事兼警防課長** オゾン発生装置につきましては、救急車は17台あるんですが、全隊に装備してございます。新たに買う救急車に関しましても設置いたします。以

上です。

○**渡部** 救急車ですとか、消防車とか、更新は必要だと思っておりますので、いつも賛成します。それに乗る職員なんですけども、多分整備方針の中の充足率を見ると、こういった救急車ですとか、それは100%充足してはいますけども、肝心のそれに乗る職員、職員はそれだけではないと思っておりますけども、消防職員の充足率というのが、一番新しい仕様ですと、整備方針で23人不足して95.5%、職員は現有では不足しているわけなんです。当然ながらこのコロナでいろいろ出動が複雑になったり、多くなったりする場合、この職員の充足率も当然ながら100%を目指さないと、本当に命を守るという点ではどうなのかなと心配するんですけども、この職員の充足率については、段階的にでも引き上げるという計画はお持ちなんですか。

○**企画総務課長** 今回の整備方針の充足率なんですけども、こちらは一応計画として2年度から4年度という形で計画しております。こちらは日勤救急隊から当直救急隊への移行分や、乗換え運用の一部解消分を要望として計上しているため95.5%という数字をここに計上しているところです。以上です。

○**委員長** 渡部委員、議案からなるべく外れないようにお願いします。

○**渡部** じゃ、なるべく外れないように、関連した質問もさせていただきたいと思っております。それで、本当にコロナが加わって、緊張の連続の中で業務をなさっているんじゃないかと思っております。特に救急隊員の方、搬送時間がかかったりして、大変だなと思うんですけども、前に総務委員会で非常に問題になって改善が進んだ仮眠室については、これはちょっと確認をさせていただきたいんです。個室化になっていない中で救急出動するという大変な状況なんかもこの間報告されてはいたんですけども、何か改善があるのか、あるいは救急隊員の方の仮眠の状況なんかは、きちんと環境整備が進んでいるのかどうか、ちょっと伺いたいと思っております。

○**企画総務課長** 仮眠室については、12施設中5施設しか個室化されておられませんけれども、可能な限りでパーティション等設置し、個別空間の確保をしている状況であります。以上です。

○**渡部** 関連した質問ですので、この辺にとどめますが、総務委員会としてもこの間いろいろ視察をして、高柳の消防署の非常に大部屋の状況とか視察をして、その改善の要望なんかも出した経緯もあります。ですから、全体的に消防の状況がどうなっているのかというのは、今後ともしっかりと私たちも改善に向けた提案も総務委員会では必要ではないかなって思います。

次に、7号について質問させていただきます。今も内田委員のほうからありました。今年から法改正されて、差額については支給できるようになったものの、障害年金を受け取れば児童扶養手当は受け取れなかったわけです。過去に遡って支給されれば、当然その間受けていた児童扶養手当は返還しなければならないことになる。これは、なかなか教えてもらわなければ分からないことです。これは、本人にきちんと知らせて理解をしてもらうという努力を、柏市はなさったんでしょうか。

○**こども福祉課長** 児童扶養手当の申請につきましては、取りあえず一番最初は申

請時ですね、申請時については必ずこの説明はしております。あと、毎年8月に現況届というものを出すことが義務づけられておりますので、その機会を利用して請求した場合の返還が生じるかもしれないというような説明も、年金を申請しているとかいう方の申告があった場合には、必ずこちらから連絡を入れるなりして確認を取っているところでございます。以上です。

○**渡部** 今そのように御答弁ありましたがけれども、本当にその辺り担当課がきちんと説明して理解を求めていけば、かなり高額なお金が、遡って、5年間遡って本人に支給されたわけですから、その返還、児童扶養手当の返還求められたら、当然ながら簡単に返せるお金じゃないわけです。だから、障害年金を受け取ったら、それは児童扶養手当の返還に必要なので使ったら大変になりますよって仮に理解をしていけば、今回のような事態に私はならなかったと思うんです。今そのような御答弁ありましたが、これ過去のことでですから、具体的に職員がどんなふうに説明したのかというのは分かりませんが、やはりその辺は連携を取ってきちんと説明をしていかなければ、ちょっと本当に困ってしまう事態になると思うんですね。それで、ないから返せなかったわけですから、じゃ実際に受け取った金額がどうなったのか、例えば何か大きな買物が必要で買ったのか、そのとき生活困窮していて借金があって、その返済に充てちゃったのかとか、そういうことは何かつかんでいることありますか。

○**こども福祉課長** あくまで当時のヒアリングした内容として残っているものの中での回答になるんですけれども、当時なくなってしまった理由の一つには、御自身が抱えていた借金の返済に充てていたということは承知しております。以上です。

○**渡部** 借金の場合は、いろんな返済の方法、例えば法テラスを使う、自己破産だとか分納するだとか、いろんな手だてってあったと思います。だけど、この児童扶養手当にはそれがないわけですよ、返さなければならない。借金と違って、こちらのほうが返済するのが非常に大変なわけです。求められてきてしまいますから。そういったときに、事前に借金があるですとか、そういう相談も含めて仮に応じていけば、借金の返済に充ててしまったら大変なことになりますよという、そういうやり取りができなかったのかということ非常に残念に思います。この方生活保護を受けていたというふうにも説明いただきましたけど、生活保護を受けていた時期というのは、いつからいつぐらいだったんでしょうか。

○**債権管理課長** 生活保護を受けていた時期は、平成20年の11月から翌年の3月まで、それからその後平成24年の10月から平成27年の8月までというふうに聞いております。以上です。

○**渡部** 生活保護は、当然ながら生活が厳しいから受けるわけです。障害年金で一時期にお金あったら、そのお金が手元にあったら生活保護は受けられません。ですから、本当にそれは借金の返済に使ってしまったんだなと思いますけども、ここで非常に問題だなと感じているのは、平成24年度と25年度に、柏市は児童扶養手当を一部回収しています。それが生活保護を受けている時期に回収しているんですね。

生活保護って最低生活費ですから、その中から児童扶養手当を返さないという、こういう指導をやったということは、私は間違いだと思っています。なぜ生活保護受給者に返還を求めたのでしょうか。

○こども福祉課長 当時の状況について詳しくは、資料がないので分からないんですけども、あくまでこういった返還金が生じたときに対応する仕方としまして、生活保護受給者ということだけで、その返還の請求をやめるということには行っておりませんで、まず相談を受けて、全額一括は無理、難しいということであれば、まず分納すると、分納が難しいということになれば、今度履行の期限を延ばすというようなことで対応しているところがございます。以上です。

○渡部 生活保護費って、最低限度の生活費なわけです。そこから24年度は2万4,100円、25年度は2万円回収している。それが一遍だったのか、月だか分かりませんが、生活保護受給者に対して、受給しているときにこういう返還金求めるというのは間違いだし、決してやってはいけないことで、例えば国保とか介護保険なんかは改善されています。以前は水道もありました。以前は、本人が返しますと言ったら返してもらうなんということやっていたんですね。だけど、今恐らく改善されていると思うんですけども、やはりそれは私は非常に間違いだったというふうに思います。今でも例えばこういう債権、借金があって、生活保護受給者に対して返還求めているのでしょうか。

○債権管理課長 今渡部委員おっしゃったような生活保護費の受給している方に対する債権の回収のあり方については、平成29年度に柏市包括外部監査を受けまして、その生活保護受給者についてどうするんだというか、基準なり、その辺をしっかりと定めたほうがいいんじゃないかというような指摘がございました。その後平成30年度、あと令和元年度にわたって、ほかの様々な債権管理についての御指摘いただきまして、生活保護の受給者の方に関しましては、いろいろ議論はあったんですけども、最終的に渡部委員のおっしゃるような生活困窮、生活保護を受給している人というのは、やはりそれが最低限度の生活費として受け取っているということですので、市のほうから請求をすることはやめましょうということの方針として、この令和3年度に入って債権管理課から全庁に示したところがございます。まだ十分に徹底できていない部分もあるかもしれませんが、例外もあって、例えば生活保護費返還金なんかに関しては、法令で生活保護費の中から節約をしてというか、返すという規定はあるんで、それは返す、請求をするということも認めるんですけども、それ以外の方、例えばこの方のような生活保護を受給しながら児童扶養手当返還金を返さなければいけないというような状況に陥ったら、今後は市のほうから請求はしないというような方針でいるところがございます。以上です。

○渡部 29年度のときの監査の報告書というのは、非常に大事な指摘がされていたなと思います。議会でも監査報告を基にいろいろな質疑があって、やはり改善求める質問なんかもあり、私も質問をさせていただいたことがあります。それで柏市が、その後いろいろと議論をして、今何か改善の検討、改善になったということは、そ

こは評価します。私どもこれまで訴えの提起については、いろいろ問題はあっても賛成はしてきました。ただ、今回の場合は、生活保護受給しているときにもその返還を求めていることですか、この方は障害を持っているから障害年金を受け取っていたわけですね。その障害を持っていて、しかもお子さんを2人抱えた児童扶養手当を受給、申請していた方であると、そういうことも考えると、この方が裁判所からの訴えが届いたとき、私は絶望の淵に立たされんじゃないかって非常に心配をします。連絡が取れなかったっていうのは、もう取れない、取りたくない、もういろんな思いがあるんじゃないかなと思って、今回のように裁判に訴えるというやり方を回避するような方向でぜひ解決の道を探ってほしいし、探るべきだし、それはあるんじゃないかなって、ちょっと思うんですね。ですから、今回は私どもはちょっとこれは賛成いたしかねる、反対の立場を取らせていただきたいと思います。以上です。

○大橋 議案第5号、第6号、関連しておりますので、一括で御質問させていただきます。大変細かいことで恐縮なんですけど、はしご車と救急車両、この両車両にカーナビが搭載されているのかということと、登載されているのであれば、地上デジタル放送を受信できる状況にするのかどうかといったことを確認させてください。

○参事兼警防課長 いずれの車両もGPSナビゲーションは装備いたします。ただし、テレビチューナーはつけません、チューナーです。ということになります。以上です。

○大橋 チューナーを搭載されないという話ですけども、登載されない理由というものが、具体的なものがあるのであればお聞かせください。

○参事兼警防課長 テレビチューナー、テレビを見る必要がございませんので、チューナーレスとしております。以上です。

○大橋 確かに利用しないからということで登載しないということは非常に合理的ですし、利用していないにもかかわらず電波を受信する、要はテレビが映ってしまうと、放送受信契約はなされなきゃならないと、そういったことになってしまいますので、細かいことですけども、こういったことを省くことによって、市民の方も御理解いただけるというふうに思いますので。すみません、あともう一つ、今後においても今回のような緊急車両とか消防車を購入する予定があると思うんですけども、その際に今後もそういったテレビのチューナーといったものは外されるんでしょうか。確認させてください。

○参事兼警防課長 GPSのナビゲーションにつきましては必要がございますので、これはつけていきますけれども、テレビチューナーは必要ございませんので、チューナーレスとしていきたいと思っております。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。――なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第5号、財産の取得について（災害対応特殊屈折はしご付消

防ポンプ自動車)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第6号、財産の取得について(災害対応特殊救急自動車)を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第7号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了いたします。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて関係する各課、入室していない方の入室をお願いします。

あわせて、換気のため休憩としたいと思います。

午後 2時38分休憩

○

午後 2時43分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を続行します。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第1号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑があればこれを許します。

○内田 それでは、議案第3区分に対しては、議案第1号について質疑をいたします。ちょっと議案説明資料を掌握してくるの忘れちゃったので、初歩的なことでごめんさない、今回値上げは1,000円でよかったでしたっけ。

○消防団課副参事 そのとおりです。

○内田 失礼いたしました。今後は、しっかり委員会の前に議案資料もう一回見るようにいたします。ありがとうございます。それで、報酬増をしたからといって団員が増えるという、ただ値上げだけすれば団員が増えるというようにお考えになっていますでしょうか。

○消防団課副参事 団員の減少は全国的に見て減少傾向にあるんですけども、うち

の柏市消防団に対しましても、現在631名の条例定数がございしますが、そのうち今587名ということで、今93%の充足率になっております。柏市の消防団としても減少傾向がございしますんで、総務省からの通知があったところで、報酬の値上げということも一つ減少を抑えることと考えられたということで、うちもそれに賛同しまして、今回1,000円上げることといたしました。以上です。

○内田 値上げをするということでございすけれども、過去からの充足率の人員の推移というものが分かればお示してください。

○消防団課副参事 過去からの充足率、過去5年なんですけども、今資料がありません。平成29年4月1日現在で631名、このときは充足率100%となっております。平成30年、こちら631名、充足率100%です。令和元年こちら631名ということで充足率100%です。令和2年4月1日現在で、こちらからいうと、ちょっと減ってきておりまして597名、充足率94.6%となります。現在先ほども申しましたが、令和3年4月1日現在587名で、充足率93%となっております。以上です。

○内田 ここ数年100%を満たしていないということでございしますが、この原因は何と分析していますか。

○消防団課副参事 これは年齢に伴いまして、うちは定年制はございせんが、ちょっと高齢化してきたんで、年齢が上がった方が辞められたというのが多いと思われれます。以上です。

○内田 そうすると、若い方にできるだけ入っていただくということは必要なので、値上げは一つの魅力ではありますけれども、その報酬だけを値上げするのではなくて、今後団員そのものを100%に充足率を戻していくための取組ですが、そこら辺については、報酬増以外の団員増の取組というのは何か検討されていますか。

○消防団課副参事 今、県の防災課のほうと協力いたしまして、若い世代を入団させるに当たりまして、高校生を対象に、うちの消防団も含めまして、出前講座というものをやっているところでございします。今回は、7月20日に県立柏南高校なんですけども、こちらで出前講座を実施いたしました。これはちょっとコロナの関係でオンラインになってしまったんですけども、そんな取組をしております。以上です。

○内田 ここはそんなに対立するところではないと思いますので、これ以上はお聞きはいたしませんけれども、報酬増については一つの魅力だと思うので、若い人も入団してくれるというふうに期待はいたしますし、報酬増だけに依存するのではなくて、それ以外の団員増の取組も強化していただきたいことを申し上げまして、議案第3区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○上橋 この報酬を1,000円上げる、こんなもんじゃなしに、もっと上げてくださいな。こんなもんじゃ消防団員、そんなに喜びませんよ。私が消防団員から聞いている不満は、仕事を持っている人って大体みんな自営業ですよ、ほとんど。それが仕事、呼出し一つで現場に駆けつけて、現場に行くと消防署員が威張って、自分らを目下のように、ああだこうだって、自分ら先帰っちゃって朝飯食っているとか、それから中には現場でスマホで遊んでいる消防署員もいるとか、非常に消防団員は不

満持っています。その労に報いるというおつもりで、出初め式のとときに何百人にも賞状配られるけど、消防団員言っているのは、あんなもの一つも要りません。欲しくない。1,000円のクオカード1枚もらったほうがありがたいと言うんですよ。これが今の消防団員の本当の気持ちですよ。ここを酌んであげてください。だから、私はやっぱり今中小企業、自営でやっている人だって、そんなもうかっていないような人が消防団員として出動しているんですよ。よく辞めないなと思って聞くんですけど、やっぱり団員の仲間同士で残っているんですね、正直な気持ち。彼らが喜んで消防団員業務に励むように、やっぱり金銭的な補償は大事。そんな1,000円ぐらい上げて、消防団員頑張れたって、これは通じませんよ。本当真剣に聞いてください。何人もの消防団員から聞いているんですから。議案は賛成しますけど、よくよく消防局のほうとしては、この消防団員の気持ち、推しはかってやってください。よろしくをお願いします。

○**渡部** 条例定数なんですけども、資料の中では平成29年から条例定数って変わっていないわけなんですけども、柏市の人口って増えています。この条例定数というのは何か基準があるんでしょうか。本来だったら、人口増えるのに合わせて増えなきゃいけないんじゃないかなと、ちょっと素朴に思ったんですけども、そこについてちょっと御説明ください。

○**消防局副局長** 消防団の活動の中で最もウエートの高い部分は、大規模災害のときの動員力というところがございます。その動員力を図る中では、人口規模というよりか、1人当たり担当する面積というところが非常に人数を定める中では、考え方としては一つございます。柏市の場合ですと、平成17年に沼南町と合併したときに、その条例定数を見直しするときも、やはりそういうような形で、分団の数と、1つの分団当たりの人数を決めたところが今の現在の面積当たりの消防団の数というような形で算出しておりますので、人口の増減というような形の中の部分も確かに、考え方の中にあるかと思うんですが、その動員力をやっぱり消防団に活動していただく形の中では、そういった部分のところが必要になってくるということで、この人数になっております。以上です。

○**渡部** 分かりました。考え方として、例えば今まであまり住宅がなかったところに住宅がたくさんできる、火災の発生なんかの可能性も高まるといったときに、やはり人口にもある程度比例した形での増員というのが必要なんではないかなと、ちょっと素朴に思いました。今の御説明で分かりました。それで、隊員を増やす取組について、今高校生に対してオンラインで講座をやったということです。よく耳にするのが、例えば学生ですとか、あと企業に協力をお願いするというのも、よくネットとか、いろいろ報道なんかでも耳にするんですけども、柏市の実態なんかではどうでしょうか。学生さんが大学に行っている間は協力できるけど、その後はもちろんできないということはあるにしても、そのときに協力した経験が、今度自分がいろんな地に行ったときに生かされるということもあるんじゃないかなと思うので、柏市として学生向けですとか、企業に対して、企業の従業員に対してお願いすると

というようなことは、何かやっていることがあるでしょうか。

○消防団課副参事 柏市内に消防団協力事業というのが2つありまして、従業員に対して何%の方が消防団員になっていますよというところで、その企業から仕事中でも災害があれば協力していただいて、その団員の方に出動してもらっている経緯が今のところございます。その企業のほうも、まだ2か所なんですけども、これからちょっとまた増やしていきたいと考えております。以上です。

○渡部 柏には大学もありますので、やはり若い方に対してというのは、いろんな工夫をしていただければと思います。今消防団員が充足しなくなったのは、高齢によってやめた人がいて、それが補充できなかつたような御説明ありましたがけれども、令和で言えば令和2年からですよ、それまでは100%だったけれども、2年からって。これは何か、例えばコロナの影響だとか、そういうことももしかするとあるんでしょうか。

○消防団課副参事 これ実態なんですけども、これはある特定の分団、2分団あるんですけども、その分団さんの地域の住民がいないというところで、少なく減っているという現状です。その地域の人口は少ないんですけども、当然消防団には皆さんなっていていただいている経緯はあるんですけども、何か2年置きに消防団にまた復活するような、その決まりごとみたいなのがございまして、当然14名欲しいところなんですけども、現在5名しかいないところが2分団ございます。以上です。

○渡部 分かりました。つまり特定のところのいろんな事情で、ちょっと急激に減ってしまったということなんですか。それで、消防団員の方って、例えば訓練なんかも日常的にやっていなければ、いざというときに出勤できないと思うんですけども、その消防訓練ですとか、あとは市民に対する防災の教育というんでしょうか、指導というんでしょうか、そういうこともやっているのではないかなと思うんですけども、もしかするとコロナの関係でいろいろな訓練ができにくくなっているかもしれませんが、例えば実際の災害のときだけではなくて、そういう訓練をする、あるいはそういう市民に対していろんな防災の指導をする、そういったときには報酬は支給されるんでしょうか。

○消防団課副参事 当然訓練なり、その指導に出たときには手当はつきます。以上です。

○渡部 お幾らでしょうか。

○消防団課副参事 訓練におきましては3,500円となります。訓練に関しましても、1回当たり3,500円となりまして、その他にあつては2,550円の支給になっております。以上です。

○渡部 今回の改正だけではなくて、いろいろと色々な場面でそういう訓練ですとか、市民に対しての指導とか、そういう業務も担ってもらうわけですので、そういったところの支給というのもぜひ今後検討して、支給を増額するという事も検討していただきたいと思います。

最後に、これは恐らく柏市ではないと思うんですが、確認させていただきたいの

が、マスコミで時々見かけるのが、消防団員に支給する報酬や手当が団員個人に直接支給されないで、消防団がそれを受け取っていた、いろんな調査では6割だったとか4割だったとか、いろんな調査あるんですけども、これは非常に割合多いなと思ったんですね。よもや柏市でそういうことないと思いますけど、柏市にありませんよねという確認だけさせてください。

○消防団課副参事 柏市にあつては、個人支給が基本となっておりますので、個人に、先ほど言った手当は全て行っております。以上です。

○石井 充足率が2年から減ってきているけど、これ各分団でばらつきがあると思うんですけど、どの辺になっているのかな。こっちとこっちというか、人口の多いところと少ないところの充足率。ただ、これ全体的な充足率でしょう、93%というの。それは地域によって違うでしょう。分かんないか。ちょっとそれ分かれれば。

○消防団課副参事 今現在、先ほども答弁したとおりなんですけども、極端に少ないところが第2方面2分団の戸張分団と、第5方面第6分団柳戸分団になります。こちらが先ほど私が言いました5名しか消防団員が今いないところです。あとは今全体的に見まして、14名の定数なんですけども、10名以下の分団さんはございません。以上です。

○石井 そうすると、ちょっとすいませんが、今上げられたところを見ると、実際に14人というのは、俺もきついと思うんですよ。そういうところは。必ず14人いないと駄目か、人口というか、戸数、そういうのでばらつきというのは消防では考えていないですか。要するに、俺の経験でいくと、その100軒のところと300軒のところでは昔は同じ人数だったですよ。そうすると、300軒と100軒とすると、100軒のところは3回やらないと300軒に追いつかないんだよ。要するに2年ずつだつて6年やらないと。片方は2年しかやらない、そうすると、そういうところで、大企業に行っているところは消防のほうからも働きかけているんだらうけど、何か緊急のときは早退していいですよという、市役所もそうなっていると思うんですよ。現場に復帰してもいいですよということになっていると思うんですけど、そういうふうな働きかけは中小企業だとちょっときついのかな。だから大企業の場合は意外と早退も認められているところがあると思うんですよ。だから、そういうふうな、消防からもそういう企業に対しての、緊急の場合は早退でも扱いにならないような形に働きかけとかしてもらえればと思います。それと、やっぱり小さい部落というのは、要するに14人が限度だというけど、じゃ3軒に1人ずつ出なさいよといったって、これは出せないですよ。片方は500、600戸あつて、片方は50戸しかないところで、10分の1しかないところで、同じにはちょっときついですよ。そういうところもちょっと考えてもらって、これ充足率だけを考えているとあれだけど、そういうところまで何とか、必ず今さっき言った面積とかで631人がベストだみたいなこと言ったでしょう。その、俺は分かんないけど、必ずこれがベストかということもちょっともう一度考えてもらったほうがいいと思うんですよ。以上です。

○委員長 答弁求められますか。

○石井 要らない。

○委員長 じゃ、要望にとどめるということです。

ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 議案第1号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係ない執行部の方、副市長、部長、局長以外の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。あわせて、請願に関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

あわせて、休憩します。

午後 3時 5分休憩

○

午後 3時 10分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を続行します。

○委員長 次に、請願を審査いたします。請願第1区分、今期定例会で受理した請願43号、国に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改定を求める意見書についてを議題といたします。

本件について、質疑並びに意見があればこれを許します。

○上橋 この請願主旨の中で、具体的に項目としてあるのは、1の再審のための全ての証拠を開示する、これは賛成でございますが、2の再審決定における検察の不服申立てを禁止すること、これはやっぱりひっかかりますね。再審制度が設けられている、これは本訴訟においても、それからこういう再審決定みたいな手続的な部分においても、日本の、民事訴訟もそうだし、差止めの仮処分についても抗告手続というのは整備されている。再審についても抗告手続が整備されています。ところが、この請願者は、検察の不服申立てを禁止するということになる、やっぱりバランスが取れないんですね。なぜ検察が再審決定について不服申立てをするかというと、人間は基本的に価値観を前提に議論をする。今日も議案の第7号聞きながら、人間というのはやっぱり最低に価値観が基本にあって、理由というのは後でつけてくるもんだなと思いつつ聞いていたんですけど、結局再審決定をする裁判官というのは、大体無罪を出そうというつもりで再審の開始決定するんですよ。それ検察官には分かるんだ。裁判官がどう考えているから分かるから、それで抗告をするわけ

ですね。抗告を受けた側は、この抗告の部分だけを審議するから、やっぱり元の裁判よりは客観的にこの事件が再審に値するかどうか、元の原因よりも客観的に見るんで、やっぱりこれは大事にしないでいけませんよ。それで、請願者が言っているのは、結局抗告をすることによって、事件が長期化することによって、被告というか、有罪となっている人が亡くなるケースがあるということです。これは裁判というのは、神がするものではないので、それは過ちはある。今の天皇陛下の御用係を、教育係をした人で、團藤重光という有名な刑法学者が今の天皇陛下の教育係されて、この團藤重光という人は死刑廃止論者でした。その彼がなぜ死刑廃止論者であるかという理由について、彼は一言、「冤罪の可能性がゼロとは言えない」と。何百件に1件かは冤罪はある。その人が死刑執行されたら元に戻らんのじゃないかということなんです。だけど、これを理由として死刑をなくせば、日本の社会の秩序といいますか、これは物すごい影響を受ける。こういう過ちが宣言に、あるいは意見はあるかもしれんけれども、それを承知の上で刑事司法手続というものがあるんです。だから、これを安易に、この基本原則というものを曲げるわけにはいかない。再審の手続においても、やはり検察の側も、大体私は警察よりも検察のほうが信頼をいく。警察は、結構いいかげんな取調べする。柏市の職員の娘さんが横領で警察にしょっ引かれて、助けてくれと言われて一緒に警察に行ったんだけど、警察は歯が立たなかったけど、これ検察に回ったら、ああ、この子はそんな悪いことする子じゃない。すぐ検察放免でね。だから、ある程度この検察官というものに、その刑事訴訟制度を担う検察官というものに信頼してこの社会は運営されているんであって、その検察官が、再審を回避すべきかどうかについて、やっぱりこれは原審といいますか、確定した判決が、これは正しいという信念があれば、彼らに抗告をする手段というものを与えておく必要があるわけであって、これを法律で一律に検察の不服申立てを禁止するという、これはできない。刑事手続上できない。ドイツはやったっていうんだけど、その結果ドイツがどうなったか知りませんが、やはりこの社会の大きな秩序を守るために必要なことで、じゃ絶対検察に過ちはないか、裁判に過ちはないかとは言えん。これは人間のすることだから言えないんだけど、やはりこの刑事手続を厳正に行うということは、社会を守る上で必要だということで、近代法治国家をこれでやってきているんだから、これはやっぱり認めるしかないでしょうね。と私は思いますので、この請願には反対いたします。

○渡部　じゃ、すいません、これは特に執行部に聞くというよりは、委員の中でちょっと議論をしたり、意見交わすことが、請願ですから、大事ではないかなというふうに思います。私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。やはり冤罪事件とか、私たちも目にすることありますし、少し関わりを持ったときもあります。ただ、こういうふうに請願として出されて、改めて今日本の裁判制度でどうなのか、冤罪事件どうなのかということを考えるきっかけにもなりました。今回資料でも意見書が49まで広がっているという資料がありまして、その中の千葉県では東金市と流山市だったわけですが、茨城県の意見書可決が非常に多いの

は、恐らく布川事件があったからではないかなというふうに思います。私も布川事件の被告だった桜井さん、杉山さんにはお会いしたことがあります。仮釈放されたときですけども、お話を聞いたこともあるんですけども、皆さんもよく御存じだと思うので、改めて言う必要もないと思いますが、ちょっと振り返って見ますと、20歳と21歳だったわけです。ほとんど自白の強要で、証拠もなく、あとは目撃証言ですね、目撃、複数の目撃証言、あと自白だけで有罪にされて、実際には無期懲役の判決から44年だったかな、収監されていたのが。30年間服役しましたね。30年間服役した。無罪の判決出るまでに44年、違法な取調べだった、つまり民事のほうで勝訴するまでに54年間もかかったわけです。そうすると、その間2人の人生というのは、当然ながら大きく狂わせてしまったし、本当に冤罪というのは、人の人生も、あと家族も、いろんな方に影響を及ぼして、その生活を狂わせてしまうものだなということはこの布川事件を通じてでもすごく思いました。桜井さんは、余命宣告受けた中で裁判闘って、最後に間違いだったということを裁判所が認めたわけですが、その中で桜井さんはこんなことを言っていましたね。「警察の捜査の誤りを正すことなく、検察が追認する今の法律の構造によって、想像以上に冤罪は存在していると。理不尽な苦しみを味わう人がいなくなるように力を尽くしていきたい」、桜井さんが民事で勝訴して、そういうふうな発言をしてしまったわけですが、一度有罪の判決が下ると、それを本人が幾ら無罪だと言っても覆ることって非常に難しいわけです。裁判のやり直ししかないんですね。その道が非常に厳しい、再審の扉開くのが非常に厳しいです。証拠持っているのは警察、検察の側で、今上橋委員さんはそんなふうにおっしゃいましたけど、決して対等ではないわけです。証拠を隠されている限り、冤罪を晴らすことはできない、その証拠を何とか開示させて、出させて、裁判のやり直しで勝訴を勝ち取るという、本当に狭き道なわけです。上橋委員さんは、今検察のほう、不服申立て禁止については疑問がって言いましたが、裁判がやり直しになって、そこで証拠かなんかも出してやればいいことで、あえて不服申立てをやるのではなく、堂々と裁判をやり直してやればいいわけです。だから、そのところはやはり検察が不服申立てをやって、裁判がずっと長引いて、再審の間に亡くなってしまう人もいます。本当に高齢で、かなり年老いた中でやっている人もいます。やはりそれを考えると、早く再審の道を開いていくべきだというふうに思います。ですから、私は地方のこの議会から本当に声を上げていって、国を変えていくということが必要だし、そういうこと今までもたくさんありました。地方議会から意見書を上げて、国を動かして変わったということは幾つもあります。そういった意味で、この意見書は非常に大事だし、この意見書を上げることが冤罪を減らしていく道にもつながるし、それは絶対に人ごとではないと思います。身近なところでもそういうことがある。布川事件もそうですし、もっと布川事件のようなことでなくても、冤罪事件、身近な人でも、私も経験したことがありますので、これは人ごとではなくてそういうことが起こり得る、証拠が出されなかったら公正な裁判が行えない。再審の道を開くこと。開いたら、きちんと証拠も出させて審議

をすること、これが大事ですので、柏の議会としてもぜひこれは採択していただいて、国に対して、議会として意見書を上げて国を動かしていきたいなど、そういう意味からぜひ私賛成しますが、皆さんにも賛成をしていただきたいと思います。以上です。

○内田 まず、意見表明をいたしますけれども、請願43号、刑事訴訟法の再審規定の改正のことをございます。意見書の提出についてでございますけれども、この3点述べられているものは、全てパッケージであると私は考えてございます。再審のための全ての証拠開示、全証拠を開示する、このことと、検察官の不服審査申立てを禁止するというのを、これはセットでやっぱり考えていかなきゃいけないものであると考えています。私自身は、冤罪事件の救援運動に幾つか関わっている、もしくは冤罪であろう可能性が高い方の救援運動にも関わっております。その中で、再審に向けてなかなか証拠が開示されないというケースであれば、野田市で起きた幼女殺害事件における知的障害を持たれている男性が冤罪であろうということで救援運動をしているわけでございますけれども、その方もやっぱり検察官が十分な証拠を開示しないまま、再審が開かれずに他界されてしまったという残念な結果でございます。真相がやっぱり明らかにされない、真相が明らかにされないというところに、私はやっぱり問題点を指摘するところでございます。冤罪というのは、とかく逆三角形のように、小さなところからだんだん、だんだん大きく、大きく冤罪は膨らんでいて、最初警察が検挙するところから、政治弾圧なんかもそうでございますけれども、冤罪というのはそこから始まって、警察が取調べをして、検察官に上げていく。先ほど他の委員からありましたように、警察よりも検察のほうが非常に被害者にとっては有利であるという指摘もありましたけども、その逆もやっぱりあるかと思うんですね。警察から検察に上がってくる証拠の中にも複数のものがある。そして、検察がまた調べた中の証拠も複数あるという中で、原審においても証拠を開示するためには、やっぱり裁判官の裁量でなければ証拠が開示できないと、原審においても、再審に至る前であっても、全証拠を開示できないという事実もございますし、原審で仮に最高裁まで行って有罪が確定しても、その小さなところの警察の検挙からの歴史を振り返ると、相当量の莫大な証拠があるはずで。今はDNA鑑定とか、また昔とは違った新しい証拠技術も生まれてきているわけでございますので、その証拠をしっかりと開示していくということは、時代の流れ、世界の流れであると私は考えますので、全ての証拠を開示することは、現在裁判官の裁量によって行われていますけども、これはやはり法整備するべきであると。その全ての証拠を基に検察官は裁判を行うわけです。パワーバランスをやっぱり考えていくべきだと思うんですね。被告と検察とでは、やはり弁護士が被告にはつきますけれども、やはりそれでもパワーバランスとしては検察官に圧倒的な権力があるわけですね。証拠も握っているわけです。その証拠を開示しない、しかも不服審査の権利が付与されているということになりますと、これはやっぱり圧倒的に裁判上では不利になるわけです。そうすると、検察官と裁判官がおりますけれども、裁判官が相当

な良心が求められているわけですので、その裁判官が再審を決定すると、再審開始を決定するということになれば、そこはやはり裁判官の意思が最大限尊重されるべきであるというふうに私は考えますので、この3点の主旨を述べている意見書は、本議会において採択し、国のほうに上げていくべきであるという主張をいたします。まずは一旦の意見表明を終わります。

○上橋 再審をした結果が、必ず真実であるという保証も、これないんです。再審の結果出るんだから、真実と認めなければならないんですけど、社会はね。再審で無罪になれば出てくるんだけど、これはおかしい再審の結果だなという事件も実際起こっている。私が二十歳そこそこのときに、免田さん事件だったかな、あったんですよ。彼は殺人犯で、死刑執行かなんかを受けていたんだけど、何十年と再審を訴えてきた。でも、なかなか再審が始まらなかった理由は、彼は、その事件当時の、いわゆるある女性のところにいたとずっと言い続けたの。ところが、その女性自身は、彼は私と一緒にいないって何十年ずっと言い続けたんだけど、やっぱり女性も人間だから、何十年も言い続けた、免田さんだったのかなというのは。最後の何十年のうちに、いや、彼はあの日の夜、私と一緒にいましたと、何十年かのうちに言っちゃったんだよ。それで、ぐるっときて、その証人の女性が、彼がいたといたら、もうこれは殺人犯、殺人を犯せませんからね。こうしてひっくり返ったことがあるんで、やっぱり証人なんか何十年という期間の中で証言を変えることもあるんだよね。だけど、証人がそう言っちゃった限りは彼は無罪とするしかないという、こういう事件があったんだけど。だから、再審によって必ず真実が明らかになるという保証はないんだね。人間のやることだから。こういうもんなんで、でもこれを受入れようということで刑事訴訟制度がつくられてきたんで、この根幹をやっぱり守っていかなくちゃいかんと私は思います。

○内田 おっしゃるように、再審の結果が全てではないということは、そこはおっしゃるとおりかと思うんです。しかし、その入り口の部分で、再審の、本当の結論出していくというのであれば、やはり検察は不服審査を申し立てるのではなくて、しっかり再審の中で立証していく、立証していく中で結論を仰いでいくことが望ましいし、やはり裁判ができるだけ時間を短縮すると、長期化させないというのが世の流れでありますので、そういう意味では不服審査というのは、別にあえて法制化しなくても、私は検察側がしっかり事実を立証できるものだと思いますし、その中で、再審の中でも、再審開始に当たっても、3者協議、弁護士、裁判所、検察官の3者協議に当たっても、これは出せるべき証拠は開示していくべきだというふうに考えるところでございます。

それで、ちょっと不勉強で恐縮なんで、行政課のほうにお尋ねをいたしますけれども、検察官の不服審査申立てで、具体的に事例というのはあるのかどうか、あとはこの法令、法文というのはどういう根拠で用い、法制化されたのか、分かる範囲で教えてもらえますでしょうか。

○行政課法務監 まず、検察官の異議の申立ての事例の件でございます。こちらに

については、今議論されているのは再審開始決定がされた場合に、検察官が即時抗告をする規定を活用することがあるかどうかといったことかと思いますが、これは活用している例はございます。この制度上の根拠についてですけれども、詳しくはあれですけれども、もともと大正時代からこの規定はございます。以上でございます。

○内田 活用されている事例は、恐らくあるんだろうなとは思っている、そんな莫大な量ではないと思うんですが、それで原審と再審とで結論は変わっている事例というのはありますか。

○行政課法務監 原審と再審の結論ということですが、お尋ねなのは、再審開始決定に対して、検察官が異議を申立てをして、それでひっくり返っている例があるかということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことでしたら、検察官が即時抗告をして、それで再審開始決定が覆る、要は再審がなされないといった例はあるというふうに認識をしております。以上でございます。

○内田 そういったことも総合的に加味しますと、やはり繰り返しでくどいようですが、不服審査の申立ての権利があろうとなかろうと、私はやっぱり再審で検察はしっかりそこは主張していくべきであろうし、ここの部分については、請願者が指摘しているように、不服審査の申立て、抗告についてはやはり法令からは削除していくことが望ましいということを再度主張いたします。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありませんか。——なければ質疑並びに意見を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 請願43号について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万円から200万円になりました。これに関連して、50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

では、報告をお願いいたします。

○債権管理課長 令和3年9月3日付で報告をいたしました専決処分についての資

料で、2番、訴えの提起がございます。次のページに1番とありますので、そちらについて御報告をいたします。

本件は、市税及び国民健康保険料の滞納者が督促や催告に対して反応を示さず、自主的な納付を行わないことから、給与、預貯金、国税還付金の差押えを行っている案件でございます。差押えをした財産のうち、給与に関しまして、勤務先も反応を示さずに接触が取れず、取立てを行うことができなかつたため、給与の差押え金及びそれに係る遅延損害金の支払いを求める訴えの提起をすることとし、令和3年6月30日付で地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

被告ですけれども、有限会社アイ・ケーエディットという名称の法人で、訴えの提起をした裁判所は東京地方裁判所でございます。履歴事項全部証明書によりますと、この会社の所在地は東京都北区浮間三丁目6番7号ということで、主な事業としましては、映画、テレビ番組、コマーシャルフィルム等のフィルム及びVTRの編集と制作、VTR及び映画の機材と素材の販売となっております。求める判決は、未払いの給与差押え金187万2,328円と、これに対する遅延損害金等でございます。

訴えを提起するに至った主な経緯について御報告をいたします。滞納者は、市税及び国民健康保険料の滞納に関しまして、記録が残っている限りにおいて、過去に一度も自主的な納付をしておらず、市からの督促、催告にも反応がない状況が続いているため、差押えによる徴収を繰り返し行っております。国税還付金につきましては、平成27年度、28年度、29年度の3回実施しています。そのほか本件の提訴の原因となる給与の差押えを平成28年度、それから平成30年度、令和2年度の3回実施しております。さらに預金の差押えを令和2年度に2回実施してございます。これらのうち国税還付金と預金の差押えに関しましては、第三債務者の柏税務署、これは国税還付金ですね。それから、預金に関しては銀行がそれぞれ取立てに応じたことで支払いを受けることができましたが、給与の差押えに関しては、勤務先の法人が市からの催告に回答がなく、接触が取れないという状況が続いていたため、訴えを提起するに至ったものでございます。先ほど申し上げましたとおり、令和3年6月30日付で専決処分を行いまして、7月6日に裁判所に訴状を提出いたしました。この後10月1日に第1回の口頭弁論が予定されております。以上です。

○委員長 本件について質疑があればこれを許します。

○上橋 この有限会社アイ・ケーエディットというのは、債権差押えに協力してくれなかったから、これを被告としたんだよね。ですね。

○債権管理課長 そうですね。取立て、差し押さえたにもかかわらず、市のほうに納めてくれなかったということでございます。

○内田 まず、被告となっている企業さんでございませけれども、こちらにつきましては、国保であるということは、社会保険に加入する企業ではないというふうに受け止めているんですが、それは間違いないでしょうか。

○債権管理課長 本来であれば、社会保険に加入すべきところだと思いますけれど

も、この会社の場合は、そのようなことをしていなかったということでございます。ちょっと理由は何とも分からないんですけども、こういった従業員が社会保険に加入させる義務がありながら、国民健康保険のままとしている会社というのは結構あるというふうに聞いております。以上です。

○内田 そうすると、本市に支払うべき金額を、もしかしたら給与等に充当していたということは考えられるんですか。

○債権管理課長 本来ですと、差押えをしているので、滞納者に払うべき給与を柏市に払わなきゃいけなかったんですが、それを払っていなかったと、払っていなかった給与をどうしたかというのは、ちょっと分からないですけども、恐らく滞納者に払っていたのではないかとは思いますが。以上です。

○内田 被告の企業の実態というのは、どうなんでしょうか、実態はあるのでしょうか。経営実態とかは。

○債権管理課長 この会社の電話番号に電話をしても現在使われておりませんということとちょっと通じないというところはあるんですが、ただ職員が昨年会社の事務所に訪問したときには室内に明かりがあって、人の気配はしていたと、ただ呼び鈴を押しても応答がないというような状況であったというところなんです。以上です。

○内田 今度は、滞納者のことについてお尋ねしますけれども、滞納者との接触は図られたのでしょうか。図られたとしたら、どれくらいの頻度で、どれくらいの電話、どういう方法で接触したのか、電話なのか面接なのか、含めてお示してください。

○債権管理課長 滞納者に関しましては、国民健康保険料ということで、年間で10期の納期があるわけですけども、その都度督促あるいは催告ということを多数やっておったわけですけども、いずれも反応がないということと、あと一昨年、住まいのほうに臨戸をしてみたんですが、そのときは居住をしている感じはなかったということで、ちょっと滞納者との接触が取れていません。ただ、その後住民票が柏市から東京に移転しているということで、現在柏市内にはいないということでございます。

○内田 税と国保の滞納があるということですが、他の公共料金、とりわけ市として検知ができる水道料金等の支払いはあったのでしょうか。

○債権管理課長 申し訳ないですけども、水道料金については把握をしてございません。

○渡部 今までもこのような案件が総務委員会で報告されたことあります、専決処分になったこと。それで、よく多かったのは、過去に国保に加入しているときの国保料を払ってなくて、新しく会社に就職をして、今度はお給料をちゃんともらうようになって社会保険にも入っているけども、お給料もらうようになったので、そのお給料から過去の国保料を支払ってもらうというケースってこれまでもありましたけれども、今回の場合はこの会社にずっと勤めていて、本来だったら社会保険に入らなきゃいけないのに、会社が社会保険がなくて、この会社で働いている人は国保だった、その国保が支払われてなかったという案件だということによろしいでし

ようか。

○債権管理課長 今おっしゃったとおりでよろしいかと思えます。以上です。

○渡部 所得の状況というのは、当然ながら把握していると思えますけれども、その所得からいって、国保は所得に応じてもちろん課されるわけですから、所得の状況もきちんと把握をし、例えば国保だったら減免の規定ありますけれども、それもきちんと適用されて、所得の申告があつて、減免の規定に、もしあればそういうのも適用になって、国保料が課されて、それがずっと支払われていない。ですから、この滞納者金額というのは、現在の所得の状況からいって、当然ながら本人は支払う能力がある金額だということによろしいでしょうか。

○債権管理課長 この方は、確定申告書で給与収入が確認できるんですが、毎年収入としては500万程度あります。それから、それ以外にも毎年自営で何か事業されているようで、毎年200万から400万程度の収入があると。この方、どうも単身でいるようですので、そうすると生活状況に関しましては特に困窮はしていないだろうと。それに応じた市税あるいは国民健康保険料が賦課されていたというふうに考えております。以上です。

○渡部 この場合の金額の中に、5%の割合の、これ書いてあるんですけども、この内訳みたいなのがよく分からないんですけども、例えば国保だったら保険料プラス延滞金というのがあると思うんですけども、本料と延滞金プラスされた金額が187万ということなんでしょうか。

○債権管理課長 おっしゃるとおり、専決をしたのが6月30日、訴状の中身をつくったのが6月1日現在ということですので、そのときの国保料、市税は、実は差押えたもので、取立てが終わったので完納になっているんですけども、その6月1日時点の国保料の本料、それから延滞金が合わせて187万2,328円ということでございます。この本料と延滞金の合計額に対して、支払われるまでに遅延損害金が5%ないし3%かかるということでございます。以上です。

○渡部 ちなみに、その本料と延滞金の割合、金額分かりましたら。

○債権管理課長 187万2,328円のうち本料が133万9,028円、延滞金は53万3,300円になります。以上です。

○渡部 これは専決処分ですので、今こんなふうに報告受けているわけですけども、本当に収入がなくて大変な人の場合と、お聞きすると、給与とか、そのほかに自営で収入があるということで、どちらかというところちょっと悪質なほうに入るのかなと。今回あつた7号の議案とは全く性格がちょっと異なるなというふうな印象持ちましたけれども、やはりこれ今後柏に住んでなくて、東京にいて訴えて、どういうふうな道をたどるのかなと。税のほうは完納したということですけども、税と国保だと扱いが違ってきちゃうんですけども、時間がすごくかかる、労力も、職員の方の労力も恐らく相当かかるのかなと思えますけれども、これ応じない、裁判の呼び立てにも応じないという可能性はあると思えます。そうすると、どんなふうな道をたどるのかなと、それは想像になっちゃいますけども、もし全く反応がなかった場合、

どんなふうになるのでしょうか。

○債権管理課長 この訴訟に勝って、それに基づいて強制執行ができるということにはなるんですけれども、この会社の財産が判明していないと、強制執行を裁判所に申立てをすることができないということになりますので、この会社に対しては、直接会社が国保料、あるいは市税を滞納しているというわけではなくて、差押え金を滞納しているということになりますので、調査権がないものですから、この会社の財産が判明しない場合には、財産開示の申立てを裁判所に行って、裁判所に来てもらって、どういう財産があるかというのを話をしてもらおうということになります。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。（「一任」と呼ぶ者あり）それでは、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等を含め正副委員長に一任願います。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認請求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後 3時58分閉会